

生産緑地買取申出必要書類一覧表（主たる従事者が死亡の場合）

申請書類 正1部

番号	書類の内容	備考
1	買取申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が申請者。 ・土地所有者全員の記名、押印（印鑑証明の届出のある印）が必要。
2	主たる従事者の死亡がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍謄本又は住民票。 ・3ヶ月以内のもの。
3	主たる農業従事者の証明	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。
4	【所有権移転登記が終わっていない場合】 買取申出者が現在の所有権者であることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割協議書（写）、及び全員の印鑑証明を提出。 ・所有権者が決まらない段階で申出する場合は、相続人全員で申請。 ・死亡した農業従事者との関係がわかる書類を添付。
5	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・申出する位置がわかる地図。 ・買取り申出をする農地等の区域を赤線で表示。
6	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内のもの。
7	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内のもの。 ・市役所で発行している「課税のための地籍図」でも可。 ・買取り申出をする農地等の区域を赤線で表示してください。
8	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内のもの。 ・申請者が複数人の場合は全員分。
9	【他の権利の目的となっている場合】 所有権以外の権利を消滅させる旨の書面	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権以外の権利がある土地の場合は、その権利者から「該市が買い取る旨の通知書を発送した場合は、当該権利を消滅させることに同意する」旨の書面を提出してもらい、あわせて買取申出書にも記名・押印（印鑑証明書添付）してもらう。
10	【実測面積で申出する場合】 求積図等実測面積がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・三斜またはヘロンによる求積。